

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	金沢市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www4.city.kanazawa.lg.jp/13021/bangoseido/bango_riyojimu.html

執行機関名 金沢市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	長期にわたり療養を必要とする等の疾病にかかっている満20歳に満たない者の健全な育成を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 長期にわたり療養を必要とする等の疾病にかかっている満20歳に満たない者の健全な育成を図るための事業であって規則で定めるもの(以下「小児慢性特定疾病医療支援事業」という。)の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	金沢市小児慢性特定疾病医療支援実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この要綱は、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要する疾病にかかっている児童(満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を除く。)又は児童以外の満20歳に満たない者(以下「児童等」という。)の健全な育成を図るため、その医療に要した費用を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		金沢市小児慢性特定疾病医療支援実施要綱